静岡横内サッカースポーツ少年団規約

第１章　総則

第１条（名称）
本団は静岡横内サッカースポーツ少年団（以下、「団」という）と称す。

第２条（事務所）
本団の事務所は団長宅に置く。

第３条（目的）
本団は、以下を目的とする。
⑴　子供たちにサッカーの歓びを提供する
⑵　サッカーを通して子供たちのこころとからだを育てる
⑶　サッカーで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する

第４条（活動）
本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。
⑴　サッカーを中心とする各種スポーツ活動
⑵　他団体との交歓交流活動
⑶　レクリエーション活動
⑷　文化学習活動
⑸　その他本団の目的達成に必要な活動

第２章　団

第５条（構成）
本団は役員、団員及び団員の保護者（以下、「育成会員」という）をもって構成する。

第６条（団への加入登録）
１　本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う。又、加入登録に当っては、別に定める費用を同時に納入するものとする。
２　入団申込書の記載に変更が生じた場合は、速やかに団長にその旨を届け出なければならない。

第７条（有効期間）
加入登録有効期間は、加入の申込みを受けた日からその年度末日までとし、退団の申し出が無ければ小学校を卒業する年度まで毎年度これを自動更新する。

第８条（団費等の不返還）
本団に既に納入した入会金、会費、負担金、その他の金品は返金しない。

第３章 役員

第９条（役員）
１　本団には、次の役員を置く。
　　団長１名
　　副団長２名程度
　　会計１名
　　監事２名程度
　　渉外２名程度
２　役員は毎年役員会で決定し総会で承認する。
３　監事は他の役員を兼ねることができない。

第１０条（役員の役割）
１　団長は、本団を代表し、団務を統轄する。
２　副団長は、団長を補佐し、団長事故ある時は、その職務を代行する。
３　会計は、本団の会計を担当する。
４　監事は、会計を監査するとともに、他の役員の業務を監督する。
５　渉外は、本団の対外的交渉を担当する。

第１１条（任期）
１　本団の役員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。
２　本団の役員に欠員の生じた時は、それを補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第４章　指導者

第１２条（指導者）
１　本団は指導者を置く。

２　指導者は、役員会の決議を経た上で団長が委託する。役員が指導者となることは妨げない。
３　指導者は計画を立て団員の指導にあたる。
４　指導者は、指導方法の研鑽に努めるものとし、団員が、自主的な判断ができるよう指導する。
５　指導者は、指導者会議を開催し、担当学年、指導計画、指導方法を決する。
６　団員、育成会員は、指導者を信頼し、活動中に万一事故や怪我をした場合もその責任を追及しない。

第５章 会議

第１３条（会議の種別）
本団の会議は、総会および役員会とし、総会は、通常総会および臨時総会の２種とする。ただし、他の会議を設けることは妨げない。

第１４条（総会の構成）
総会は、役員及び育成会員をもって構成する。

第１５条（総会の決議事項）
総会は、この団の運営に関する次の事項を議決する。
⑴　役員の承認
⑵　解散
⑶　活動計画及び収支予算の承認
⑷　事業報告及び収支決算の承認
⑸　合併
⑹　規約の制定及び改廃に関する事項
⑺　その他役員会から付託された事項

第１６条（総会の開催）
１　通常総会は、原則毎年２月または３月に開催する。
２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
⑴　役員会が必要と認めたとき。
⑵　議決権を有する育成会員の３分の１以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

第１７条（総会の招集）

１　総会は、団長が招集する。
２　総会を招集する場合には、総会の目的事項、議案、日時および場所を、少なくとも７日前までに構成員に、電子メール等の方法により通知しなければならない。

第１８条（総会の定足数）
総会は、議決権を有する育成会員の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。

第１９条（総会の議決）
１　総会における議決権は団員一人につき１個として、その保護者である育成会員がこれを行使する。
２　総会の議決は、出席者の過半数でこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
３　議決権を有する育成会員は、総会において代理で議決権を行使することができる。ただし、代理権は委任状で証明しなければならない。

第２０条（総会の議事進行）
１　団長は、出席人数を調査するとともに、提出された委任状の効力を判定して、定足数に達したときは、開会を宣告する。
２　団長は、議長の選出を議場に諮る。
３　総会の議案は、団長が提出する。
４　議案を審議するには、議長は、まず、役員にその趣旨および理由を説明させなければならない。
５　議長は、前項の説明の後、質問を許し、質問を終結したときは、討論に入り、意見を述べさせたうえでこれを終結させる。ただし、質問および意見は、総会の３日前までに、団長ないし副団長に対し、電子メール等の方法により通知する。
６　議長は、討論を終結した後直ちに前条に基づき議案の可否を採決する。

第２１条（総会の議事録）
総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
⑴　会議の目的および場所
⑵　議決権を有する育成会員の現在数
⑶　総会に出席した議決権を有する育成会員の数
⑷　決議事項

⑸　議事の経過の概要およびその結果。

第２２条　（役員会の構成）
役員会は、団長、副団長およびその他の役員をもって構成する。

第２３条　（役員会の開催）
役員会は、次に掲げる場合に開催する。
⑴　総会に付議すべき議案を決議するとき
⑵　団長が必要と認めたとき
⑶　役員の２人以上から請求があったとき

第２４条（役員会の招集）
１　役員会は、団長が招集する。
２　役員会を招集する場合には、役員会の内容、日時および場所を、少なくとも 7 日前までに役員にメール等の方法により通知しなければならない。
３　緊急の場合は、決議事項を通知したうえで、電子メール等の方法により、役員会の招集せずに、議決することができる。

第２５条（役員会の定足数）
役員会は、役員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第２６条（役員会の議決）
１　役員会における議決権は役員一人につき１個とする。
２　役員会の議決は、出席者の過半数でこれを決する。可否同数の場合は団長がこれを決定する。

第２７条（役員会の決議事項）
役員会は、次の事項を議決する。
⑴　第１５条に記載した総会に付議すべき事項
⑵　入会金及び団費の額
⑶　総会の議決した事項の執行に関する事項
⑷　指導者の委託
⑸　重要な資産の取得および処分
⑹　その他総会の議決を要しない本団の運営に関する事項

第２８条（役員会の先決）
１　役員会は、総会の議決を要する事項であって、臨時急を要する場合は、これを先決して処理することができる。
２　前項の場合において、役員会は次の総会においてその経過を報告し、総会の承認を得なければならない。

第６章　育成会

第２９条（育成会）
１　本団に育成会を置く。
２　団と育成会は定例会を開き、協力して活動を行う。定例会は団役員、育成会役員と学年幹事で行う。
３　育成会の運営について別に規約を定める。

第７章 会計・資産

第３０条（会計）
本団の会計は、団員の納める団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁する。

第３１条（資産の管理）
１　本会の資産は、団長が管理する。
２　重要な資産の取得および処分は、役員会の議決を経てこれをおこなう。

第３２条（活動年度）
本会の活動年度は、毎年３月１日に始まり、翌年２月末日に終わる。

第３３条（活動計画書および収支予算書）
１　本会の活動計画及び収支予算は、団長が作成し、役員会及び総会の承認を得なければならない。
２　本会の活動報告及び収支予算は、団長が作成し、監事の監査を経て、その活動年度の終了後に役員会及び総会の承認を得なければならない。

第 ８章 規約の変更及び解散

第３４条（規約の改正及び解散）

本規約の改正及び、本団の解散は、総会において出席した議決権を有する育成会員の３分の２以上の同意を得ねばならない。

第９章　雑則

第３５条（事故発生時の責任）
少年団の全ての行事およびその往復期間中、指導者および引率者は、事故を回避するため万全の注意を払うものとするが、万一、事故が発生した場合は、損害賠償および慰謝料等の責任は、スポーツ傷害保険および団体において加入する傷害保険内に限るものとする。

付記
本規約は、平成２３年４月１日より施行する。
平成３０年２月２４日一部改正
平成３１年３月９日一部改正